

令和7年度第6回松山支部理事会議事録

日時 令和8年3月25日(水) 13:30~16:40

場所 愛媛県行政書士会館 3階会議室

出席者 支部長1名 副支部長2名 理事7名 監事1名 合計11名

1 開会の辞

久保将副支部長より、令和7年度第6回松山支部理事会の開会が宣言された。

2 支部長あいさつ

岡田学支部長より、開会にあたってあいさつがあった。

3 議事日程及び配布資料説明

令和8年3月25日、13時30分~16時30分までを予定し、配布資料について説明があった。

4 理事会の根拠条文等について

司会の久保副支部長から、理事会の構成及び招集は支部規則第21条の規定により行うこと、理事会の成立根拠(定足数)について「理事会は、構成員半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。」との規定が説明された。構成員は支部長1人、副支部長2人及び理事7人の計10人であり、本日の出席者は支部長1人、副支部長2人、理事7人及び監事1名の計11人で、本理事会が成立していることを確認した。続いて、支部規則第23条により岡田支部長が議長に就任した。

議長は支部規則第26条により議事録作成者は松下夏子理事、議事録署名人に盛川心輔副支部長及び今宮大輔理事を指名した。

5 議案

(1) 第1号議案 本会役員等選任規則(本会議案)の件

ア 第1条 「支部から選出する者(以下「本会役員等候補者」という。)の選出について」の箇所について、“の選出”を削除する。

イ 改正案 第1条 「ただし本会規則との適用関係に差異がある場合は本会規則に従う」の箇所について、「差異がある場合は」と「本会規則に従う」の間に“第6条を除き”を追加する。

以上の各変更箇所について改正案としてまとめ、令和8年度の総会議案として提出する。

(2) 第2号議案 令和8年度事業計画案の件

ア 1 事業計画の基本方針 「イランによるホルムズ海峡封鎖の影響により」について、総会までに状況が変化する恐れがあるため「中東情勢」と広くしてはどうか

イ 2-(2)-エ 「会員の皆様が等しく相談できる体制を整えるとともに、等しくスキルアップ」の箇所について、“体制を整えるとともに”を削除する。体制が重複するため。

ウ 2-(3)-ウ 「地方局及び市役所等の窓口配布依頼するとともにホームページにて公開します」の箇所について、“活用を目指します”に文言を変更する。

以上の各箇所について修正。また、他修正箇所があるようであれば次回理事会までに岡田支部長へ連絡すること。

(3) 第3号議案 令和8年度予算案の件

ア 出席役員等で予算案を確認。意見なしであった為、予算案の内容にて令和8年度の総会議案として提出する。

(4) 第4号議案 令和8年度定時総会の件

ア 来賓について出席役員等で確認。特に意見はなかった。

イ 開始時間、その他の件について以下のとおり決定した。

① 開始時間 14:30 開始(14:00 会場)
役員集合時間は13:00 とする。

② 司会、各報告担当者について

| | | |
|------------------|---|--------|
| 定時総会司会担当者 | : | 今宮理事 |
| 懇親会司会担当者 | : | 舟本理事 |
| 令和7年度事業報告担当者 | : | 盛川副支部長 |
| 決算予算報告担当者 | : | 久保副支部長 |
| 令和8年度事業計画報告担当者 | : | 岡田支部長 |
| 本会役員等選任規程の件報告担当者 | : | 渡部理事 |

(5)第5号議案 総会運営規程改正の件

- ア 第3条第2項 「その他必要な書類を送付しなければならない」について、「書類を送付しなければならない」の箇所を“事項を示さなければならない”に文言を変更する。
- イ 第3条第3項 「当該支部個人会員の事務所宛てに送付するものとする」の箇所を“行う”に文言を変更する。
- ウ 第7条 「支部長、副支部長、理事及び監事（以下「役員」という。）」の箇所を“役員”に文言を変更する。
- エ 第9条の2(1) 「支部発送の」の箇所を“支部作成の”に文言を変更する。
- オ 第9条の2(6) 「訂正か所」の箇所を“訂正箇所”に文言を変更する。
- カ 全体的に、「電磁的記録」と「電磁的方法」という文言が混在しているため、「電磁的方法」に統一させる。

以上の修正意見が出た。その他意見がなかったため、令和8年3月25日付で改正可決となった。
以上の内容をもとに新旧対照表を作成し、ホームページ掲載する。

(6)第6号議案 その他

- ア 先日行われた、池田美恵松山市議会議員の後援会事務所開きについて、支部長、副支部長共に都合が合わず出席できなかったため、挨拶文を送付した。この件について、本会にて審議の結果可決された。
- イ 中予地方局建設業係より
 - ① 経営管理責任者の証明書類として請求書を提出していると思うが、「常用工」と疑われるものについては、認めない。
 - ② 財務諸表について。税理士等が作成している決算書類にない数字をもってきてはいけない。

6 閉会の辞

岡田支部長は議長を降り、盛川副支部長が令和7年度第6回理事会の終了宣言を行った。

以上で議案の審議を終了し、16時40分に閉会した

上記の議事経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人が下記に署名及び押印する。

令和 年 月 日

愛媛県行政書士会松山支部令和7年度第6回理事会

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩